

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

○高知県森林整備加速化・林業再生基金条例

(平成 21 年 7 月 24 日条例第 48 号)

改正 平成 24 年 3 月 23 日条例第 25 号 平成 25 年 6 月 29 日条例第 64 号

平成 26 年 3 月 25 日条例第 40 号 平成 27 年 3 月 27 日条例第 34 号

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第 1 条 間伐等の森林整備の一層の推進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、強い林業、木材産業等を構築するため、高知県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(経理)

第 3 条 基金の経理は、国から交付を受けた森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)と森林整備加速化・林業再生整備費補助金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)とを区別し、併せて当該森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分にあつては、当該交付の目的ごとに区分して行うものとする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 5 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(残額の処理)

- 2 この条例の廃止の際に基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、第3条の森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分に係るものと同条の森林整備加速化・林業再生整備費補助金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

附 則(平成24年3月23日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月29日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。